

**いわき市立総合磐城共立病院における院内保育所運営計画策定等支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

いわき市立総合磐城共立病院（以下「本院」という。）は、現在進行中の新病院建設と併せ、新たな院内保育所を平成 31 年度中に本院敷地内に整備する予定である。

また、子ども子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から本格的に施行されることとなり、認可の取得などを含め新制度への対応についても検討する必要があるが生じている。

このため、新たな院内保育所を開設するに際しては、新制度も考慮しながら、充実した保育所運営を行うための事業計画を策定する必要がある。

一方、院内保育所は現在も運営しているが、新病院建設に伴い暫定的な場所での運営となっており、職員の子育てや就労環境の改善のためにも更なる改善が望まれる。

さらに、現在の院内保育所から新たな院内保育所に移行するに当たり、円滑に進むように移行計画を策定しなければならない。

このプロポーザルは、このような状況を踏まえ、新たな院内保育所の運営計画の策定等に係る支援業務を委託するに当たり、専門の知識や経験、経営手法等を有する事業者から提案を求め、最も適した者を選定するために実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

いわき市立総合磐城共立病院における院内保育所運営計画策定等支援業務

(2) 業務の内容

区分	盛り込むべき事項・注意事項
① 新たな院内保育所の運営計画案の作成に関する業務	<p>(a) 本院の状況や地域性、新支援制度を踏まえた新たな保育所運営計画案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針、運営形態（認可、直営、共同運営など）の選択 ・ 開所時間、保育内容、対象年齢、定員、保育料などの運営内容 ・ 開園後 5 年間程度の収支計画（イニシャル&ランニングコストのリストアップ、PL 表（損益計算書）・CF 表（キャッシュフロー）など） <p>(b) 新たな院内保育所の保育計画に即した新施設のレイアウトの修正や必要設備などの提案（実施設計は、本院の建設事業者が作成する。）</p>
② 現在の施設からの移行方法案の作成に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の院内保育所から新院内保育所への移行の時期、運営方法案の作成
③ 現在の院内保育所の改善案の作成に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育内容の具体的な改善案とこれに係る収入や経費の見積りの作成 ・ 改善案の実施に伴う効果や影響の作成

なお、詳細については、「いわき市立総合磐城共立病院における院内保育所運営事業計画策定等支援業務委託仕様書」を参照のこと。

(3) 業務の期間

内 容	期 間
① 新たな院内保育所の運営計画案の作成に関する業務	契約締結の日から
② 現在の施設からの移行方法案の作成に関する業務	平成 28 年 3 月 23 日まで
③ 現在の院内保育所の改善案の作成に関する業務	契約締結の日から 平成 27 年 9 月 30 日まで

(4) 提案上限額

2, 0 6 0, 6 4 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 上限を超えた提案は受理しない。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去 5 年間に、保育所の開設又は運営に係る計画の策定、若しくは、保育所の開設又は運営（公立、院内、認可は問わない。）のいずれかを元請として受託したことがあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間に、いわき市病院事業建設工事等及び物品購入等に係る指名競争入札参加者の指名等の基準に関する要綱（平成 19 年 3 月 30 日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 27 年 3 月 31 日制定）第 4 条第 2 項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 公租公課に未納がないこと。

4 事業者選定のスケジュール

内容	日程
公募・実施要領等の配布の開始	6 月 9 日（火）
質問の受付期間	6 月 23 日（火）午後 5 時まで
企画提案書の提出締切	6 月 30 日（火）午後 5 時まで
審査（プレゼンテーション）	7 月 3 日（金）【予定】
契約候補者の特定	審査会終了後
契約締結	7 月上旬【予定】

※ 審査日程については、本院の都合により変更する場合がある。

5 実施要領等の入手方法

(1) 配布日時

平成 27 年 6 月 9 日（火）から 6 月 30 日（火）

(2) 配付方法

実施要領等は、いわき市立総合磐城共立病院ホームページ（トップページ、“お知らせ”「院内保育所運営計画策定等支援業務に係る公募型プロポーザルの実施について」）からのダウンロードを通じて、次のとおり配布するほか、下記「13 担当課」において配付する。

- ① 公募型プロポーザル実施要領（各種様式あり）
- ② 委託仕様書

6 提出書類

(1) 提出書類一覧

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次により提出書類を準備・作成のうえ、提出すること。

	書類名	提出部数
1	参加申込書（様式 1）	1 部
2	定款	1 部
3	登記事項証明書（受付日前 3 ヶ月以内に発行されたものの写し）	1 部
4	納税証明書（最新決算年度の確定申告の法人税、法人事業税の納税証明書の写し。本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し）	1 部
5	営業報告書（直前 1 年分の財務諸表：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）	1 部
6	会社概要（様式 2）	1 部
7	同種の実施業務に関する実績表（様式 3）	1 部
8	企画提案書	正本 1 部・副本 9 部
9	経費積算書（様式 4）	正本 1 部・副本 9 部
10	見積書（様式 5）	1 部

(2) 書類作成上の留意事項

① 参加申込書

「様式 1」に必要事項を記載し、押印すること。

② 会社概要

「様式 2」に必要事項を記載すること。

③ 同種の実施業務に関する実績表

「様式 3」に過去 5 年間に元請として実施した同種の業務に関する実績について、必要事項を記載すること。

④ 企画提案書

ア 用紙は、原則 A 4 版両面使用とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

- イ ページ番号は、表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字すること。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書の副本9部には、会社名・住所・ロゴマークなど、提案者を特定できる表示を付してはならない。
- エ 記載内容については、文書または図等で簡潔、明瞭に表現すること（専門用語を多用せず、平易な表現とする）。また、文字は注記等を除き、原則として11ポイント程度以上の大きさとする。
- オ 企画提案書の様式は任意とするが、「いわき市立総合磐城共立病院における院内保育所運営計画策定等支援業務 委託仕様書」を踏まえつつ、次の区分の順に従い回答を作成する形で、考え方や提案を記載すること。

	区 分	記載事項・注意点
1	本院院内保育所が置かれている状況	本院の院内保育所が置かれている現状や課題は、どのようなことと捉えているか（保育制度、需給見通し、院内保育所の特徴、地域の状況、当院の状況など）、記載してください。
2	院内保育所を開設運営の際の検討事項	院内保育所を開設運営する上で考慮・検討すべき事項は、どのようなことと考えているか記載してください。
3	事業計画作成の際の検討事項	当院が将来の院内保育所の事業計画を作成する際に考慮・検討すべき事項は、どのようなことと考えているか記載してください。
4	現状の改善策、移行方策作成の際の検討事項	当院が現在の保育所の改善策、移行方策を作成する際に考慮・検討すべき事項は、どのようなことと考えているか記載してください。
5	業務の進め方	今回の業務については、どのような方針や考え方をもって、具体的にどのような調査や検討を行うのか記載してください。
6	スケジュール	スケジュールは、どのようなものか。また、スケジュールの効率性・実効性を確保する方策について記載してください。
7	実施体制	今回の業務を実施するための人員・体制について記載してください。
8	その他	その他、今回の業務を行うにあたり有用な提案があれば、記載してください。（特になければ省略しても差し支えありません。）

⑤ 経費積算書

「様式4」に本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき有償で適正に積算すること。なお、積算にあたっては、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、各積算項目の内訳についても記載すること。

※ 合計積算額は見積書（様式5）の金額と同額となる。

⑥ 見積書

本業務に要する全ての経費を見積もり「様式5」に記載すること（要押印）。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税込みの金額とすること。

7 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問は、質問票（様式6）により次の内容で受け付ける。

(1) 受付期間

平成27年6月9日（火）から6月23日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

「13 担当課」に持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

なお、郵送により提出する場合には、受取日及び配達されたことが証明できる方法とすること。また、FAX又は電子メールにより提出する場合には、件名を「いわき市立総合磐城共立病院における院内保育所運営計画策定等支援業務委託に関する質問」とし、送信後、担当課へ電話により着信の確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問の内容及び質問に対する回答は、いわき市立総合磐城共立病院ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答については、この要領の追加又は修正とみなす。

(4) その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。また、質問の内容により、本プロポーザル方式による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

8 参加申込書等の提出

提案者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、提案は、各者1案とし、参加資格を確認し、資格を有する提案者の提案のみ審査を行う（提出された書類に虚偽の記載が判明した場合や記載すべき事項の全部又は一部（軽微なものを除く）が記載されていない場合には、その旨、当該提案者に通知し、その提案の審査は行わない）。

(1) 提出期間

平成27年6月9日（火）から6月30日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とする。

※ 郵送等の場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとする。

(3) 提出先

「13 担当課」に提出すること。

(4) 提出書類・提出部数

前記6-(1)のとおり

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案
- ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

(6) 辞退

参加申込書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、参加申込辞退書（様式7）を提出すること。なお、参加申込書等の提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様式を提出するものとする。

(7) その他

提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。なお、書類の再提出は、上記(1)の提出期間内に限り認める。

9 契約候補者の選定方法等

(1) 審査方法

各提案者から提出された企画提案書等をもとに、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、総合的な評価が最も高い提案者を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「優秀提案者」として選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施し、審査基準における最低基準点（評価配点の上限点（満点）に審査員数を乗じた評価配点合計の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(2) 審査の観点

審査は、企画提案書等の内容に基づき、概ね次の観点で行う。

①基礎要件	過去の類似業務の実績、信頼性など
②企画提案の内容	本院の院内保育所の置かれている状況の理解度、現状や課題把握に関する的確性、具体的計画策定力の的確性、本院への適合性、調査や検討手法の充実度、スケジュールの現実性、実施体制の充実度、積極性や独自性、価格の妥当性・適正性など

(3) プレゼンテーションの開催方法

① 開催予定日

平成27年7月3日（金）

② 場所

総合磐城共立病院内

※ 開催日時及び場所については、詳細が定まり次第、本プレゼンテーション参加者に通知する。

③ 審査体制

審査は、本院職員により構成する「いわき市立総合磐城共立病院における院内保育所運営計画策定等支援業務 選定審査会」が行う。

④ プレゼンテーションへの出席者

本業務を担当する予定の総括責任者又は主任担当者が必ず出席し、プレゼンテーションに関する全体の進行を行うこと。また、出席人数は3名以内とする。

⑤ 実施方法

ア プレゼンテーションは、提案書の説明、表現を補足する追加説明とし、その後、審査会の委員によるヒアリングを実施する。

イ 実施時間は、1者につき50分程度とし、説明時間を30分、ヒアリング（質疑応答）は20分程度を目途に実施する。

ウ 説明に際して用いることができる資料は、企画提案書等提出した資料のみを用いることとし、プロジェクター、スクリーン等は、一切使用しないこととする。

10 審査結果の通知

審査結果は、本プレゼンテーション参加者全てに書面にて通知するとともに、最優秀提案者は、いわき市立総合磐城共立病院ホームページにて公表する。なお、電話等による問い合わせには、応じない。

11 契約の締結

- (1) 本院が選定した最優秀提案者（契約候補者）と提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、いわき市病院事業管理者が別途定めた予定価格の範囲内で、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあつては、前記9-(1)の優秀提案者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。
- (2) 最優秀提案者及び優秀提案者の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づくいわき市の入札参加の制限を受けた場合は、契約を締結しないこととする。
- (3) 契約書は、2通作成し、当院及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

12 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関し提出された書類は、契約候補者の選定以外の目的には無断で使用しない。
- (2) 本プロポーザルに関し、本院から受領又は閲覧した資料等は、本院の了解なく公表または使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、各提案者が負う。
- (4) 本プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とする。

13 担当課（書類提出先・問い合わせ先）

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地

いわき市立総合磐城共立病院 事務局 経営企画課

電話：0246-26-2168（直通）

ファクス：0246-26-2404

電子メール：kyoritsu-h-keieikikaku@city.iwaki.fukushima.jp